

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>評価書案 546 ページの表 8.13-5 ごみ収集量等の経年変化を見ると各市のごみの減量作戦によりごみの量は明らかに減っている。平成 26 年では焼却量が三市合わせて 64,089 トンとなっており、稼働日数が 358 日となっているから、平均すると約 179 トンである。今後、ごみ 0 を目指していく訳であるからごみの量はもっと減ると思われる。228 トンの大型焼却炉は必要ない。228 トンは過大設定であると思われる。</p>	<p>変更後の計画処理量 約 66,000 トン/年 (約 65,700 トン/年) ÷ 300 日/年稼働 ÷ 0.96 ≒ 228 トン/日</p> <p>基本設計書では、環境省の「廃棄物の減量その他の適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」(改正 平成 22 年 12 月環境省告示第 130 号)を踏まえ、3 市の平常時の計画処理量(約 65,000 トン/年)の他、約 7,000 トン/年の災害廃棄物の処理も可能な処理能力として 250 トン/日を設定しております。</p> <p>調査計画書作成段階では、通常存在しない災害が来れば計画処理量については、計画処理量(約 65,000 トン/年)に約 7,000 トン/年の災害廃棄物を含まない記載としております。</p> <p>環境影響評価書案でのごみ処理量は、日野市プラスチック類再資源化施設の計画及び処理量の再検討を踏まえたものとして、3市の平常時の計画処理量(約 60,000 トン/年)の他、約 6,000 トン/年の災害廃棄物の処理も可能な処理能力(228 トン/日)としております。</p> <p>ケース上は、より厳しい条件(環境への負荷が大きい条件)で検討することが安全側での検討となるため、変更後は災害が来れば計画処理量に含めたものです。</p> <p>また、焼却炉は、2 系列(約 114 トン/日 × 2 炉)とし、ごみ発生量の変動、定期修理・点検を考慮しながら、1 炉運転(年間 116 日程度)及び 2 炉運転(年間 242 日程度)を交互に繰り返す運用を想定しております。定期修理・点検は、1 炉のみ停止することを基本とし、受電設備などのごみ通部分については、7 日程度の全炉停止を見込んでおります。</p> <p>調査計画書段階 ・処理能力: 約 250 トン/日 ・年間処理量: 約 65,000 トン/年 (3 市平常時) + 7,000 トン/年 (災害廃棄物)</p> <p>環境影響評価書案段階 ・処理能力: 約 228 トン/日 ・年間処理量: 約 60,000 トン/年 (3 市平常時) + 約 6,000 トン/年 (災害廃棄物)</p> <p>基本設計書においては、平成 20 年度～平成 24 年度までのごみ発生データを踏まえ、計画処理量及び発生量等を検討しておりますが、本環境影響評価書では、新たに日野市プラスチック類再資源化施設でのプラスチック</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>1-3. 施設計画に関する意見</p> <p>煙突からの吐出速度は約 28m/s であるが、煙突の高さを 85m に変更後と同じである。どのように検討されたのか。</p> <p>今度建て替える時は焼却ごみを減量して炉の大きさは半分になるはずでした。ところが煙突の煙を浴びている私達近隣住民には事前に何ら説明も相談もありません。前馬場市長は小笠井・国分寺 2 市のごみを焼却する施設建設を秘密裡に決め、新聞ですすは抜かれたためしぶしぶ行った住民説明会の圧倒的な反対を無視して、強行しようとしていました。</p> <p>机上計算でいかに雪はないと強弁されても、予測以外の公害が発生したら誰が責任とってくれるのでしょうか。これから母子や孫の代まで住み続ける私達です。</p> <p>2 市のごみ焼却持ち込みは断固反対します。どうか私達近隣住民の切なる願いを聞き届けてください。お願いいたします。</p> <p>評価書案 27 ページ、「ヌーカ炉」としてありますが、既存施設と同じ方式というだけで、その有効性、メリットなどで、他の方式との真鍮な比較検討が図られませんか。昨年「環境影響評価調査計画書」への意見でも指摘しましたが、長期にわたる施設であり、高額かつ環境へのリスクの大きな施設です。他の方式との平等な比較検討と環境影響評価の比較が必要だと考えます。こちら、施設方式自体への意見を出したにもかかわらず、今回「環境影響評価書</p>	<p>炉類の再資源化、国分寺市ごみ処理基本計画(平成 26 年 4 月)及び最新(平成 20 年度～平成 26 年度)のごみ発生データを踏まえ、計画処理量及び発生量の再検討を行いました。</p> <p>搬入されるごみの発熱量は、生ごみ資源化の推進、リサイクル出来ない汚れたプラスチック類の搬入により、変動いたしました。また、発熱量が高い方が煙突排出量が多くなり、環境負荷が大きくなります。</p> <p>本環境影響評価書案では、搬入されるごみの発熱量の変動を考慮し、より安全側の予測・評価とするため、発熱量及び煙突排出量を多く想定しております。</p> <p>煙突排出方式の吐出速度は、笛吹現象(吐出速度 30m/s 以上で発生するといわれている宙のような現象)及びダウンウォッシュ現象(吐出速度の 1/2 以上の風にあって、煙突排出方式が風下側に巻き込まれ煙突排出方式が高濃度となる現象)を抑えるため、焼却炉では煙突高さに係らず 28m/s の吐出速度としております。</p> <p>今回施設を建設するにあたり、国の定める基準よりもさらに厳しく、全国でもトップレベルに厳しい煙突排出方式濃度自主規制値を設定しております。このような規制値や法令等を遵守していくことで公害が発生しないようにしてまいります。</p> <p>しかし、方角一、想定している範囲の可燃ごみを焼却処理した場合、本施設の不具合等が原因となり公害が発生した場合の責任は、3 市からなる本組合の責任となります。</p> <p>炉の方式については、「ごみ処理施設建設基本設計書」(平成 26 年 3 月)において、焼却方式(ヌーカ式、流動床式)、ガス化溶融方式(シャント式、キルン式、ガス改質式)の比較検討を行っており、焼却灰は、資源化及び最終処分場の削減を目的として、東京たま広域資源循環組合におけるエコシステム処理を予定しております。エコシステムはヌーカ式等の焼却残渣が中心であることから、溶融灰はセメント原料として不適合であり、ガス化溶融</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>「『でも全く検討の内容や経過が明らかにならなせん。建設業者も業者もいないなりとも言われかねません。市の担当者は、市民の利益を考へ真剣に研究、学習した上で結論を出すのでしょうか、せめて、他の方式を差上げ、環境負荷・面積・耐用・費用など比較検討材料くらい記載すべきと考えます。』</p>	<p>方式は採用しないこととしております。また、焼却方式のうち、ストロー方式、流動床式の比較の結果、環境保全や経済性はどちらも優れておりますが、建設費や各メーカーの採用実績、競争性及び信頼性の点からストロー方式を採用しております。なお、バイオガス化の導入については、実機の実績が少なく建設費を多く必要とするため採用しておりません。また、生ごみの資源化としての堆肥化・飼料化については、生ごみの全量資源化を行うためには、生成物の安定的な需要先の確保が困難なため採用しておりません。よって、長期の安定的なごみ処理の行える焼却方式を採用しております。</p>
<p>公害には松の木が強いと聞きましたが、針葉に付着するのでしょうか。 (景観の保全の措置・植栽部分、設備計画、緑化計画などの関連)</p> <p>発電の熱は不足すると思います。中止してください。</p> <p>①余熱は近くに室内野菜工場を作り、クロー野菜を作る。 ②又は農業者主体にハウス(冬の農業) ③住民にお湯の提供など。</p>	<p>数地内は、掘削の植栽を把握し、可能な限り樹木の植栽に努め、郷土種を主体とした植栽を行い、数地内の緑化及び景観の保全に努めてまいります。</p> <p>発電は、ごみ焼却によって発生する熱を有効利用するために実施いたします。発電に大量のごみが必要というわけではなく、ごみ焼却量が不足することによって、発電自体が出来ないということはありません。ごみ量に即して発電いたします。余熱利用施設や地元還元施設等については、今後、地域のご要望等を考慮しながら総合的に検討してまいります。</p>
<p>本計画はごみ搬入車両の進入道路を国道20号線石田大橋南側につくることを前提としているが、そもそもこの該当地域は1979年、総合都市公園の規模で北川原公園として整備することが都市計画決定されたところである。この都市計画としての根拠的な施設である北川原公園内にごみ搬入車両用の道路建設することは、都市公園法目的から決して認められるものではなからく違法である。したがって、この違法な搬入路建設を前提につくられた、廃棄物運搬車両の走行計画そのものが成り立たず、それを包摂した環境影響評価計画書に基き、環境影響評価書をつくること自体も違法である。</p>	<p>国道20号線へ接続される搬入路及び北川原公園の整備は公園法が行うもので、都市計画法、都市公園法など関係法令を遵守し適切に整備されるものと認識しております。</p>
<p>1-4. 事業計画の策定に至った経緯に関する意見</p> <p>別添事業実施区域より南東側は第一種低層住居専用地域指定されている。法律によりれば低層住居専用地域から500m圏にごみ処理施設を建設できないのではないかと</p>	<p>本施設は、日野市クローリーセンター可成り、み焼却施設と同様に、都市計画法上の都市施設(日野市汚物処理・ごみ焼却場)として都市計画決定された敷地内に建設するものであり、都市計画法に即したものです。</p> <p>広域化は日野市において、「環境負荷の低減」、「エネルギーの有効利用」、「コスト削減」</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>「日野市単独による環境施設の更新であれば、これまでの日野市民のごみ減量努力の経緯から推察すれば、少なくとも100トン/日以下の処理能力で充分であり、その場合は環境影響評価を行う必要もなく、それに要した費用1億円以上は不要であり、日野市民にとっては無駄な支出であった。この無駄な支出による環境保全の立場から見れば、無駄な行為による環境の攪乱であり、環境保全の立場からは認めることの出来ないので。したがって、200トン/日以上となった原因の三市共同による本計画は、中止すべきものである。」</p>	<p>「燃やせるごみを衛生的かつ効率的に処理する。」 (1)燃やせるごみを衛生的かつ効率的に処理する。 (2)循環型社会の形成 (3)地球温暖化防止に貢献する。</p> <p>などのことから、広域的視野に立った廃棄物処理システムの改善を進めており、また、大規模災害等に備え広域圏で処理体制を築いていく必要性等、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築を示しております。</p> <p>このように、国もごみ処理の広域化を推進しており、総合的に判断した結果、3市による広域化を進めております。</p>
<p>「評価書案 52 ページ、事業計画の策定に至った経緯では、『覚書』(2013.3)に触れていません。住民、市民への説明・広報の実績は、回数のみ記載です。市民の反応、意見やそれへの対応が書かれていない『評価書案』には公正な価値がありません。平成26.1の3市『覚書』は記載、平成25.3も環境省への『計画』の提出は記載しながら、同時に提出した『覚書』に触れていません。同『覚書』は、建設『計画』推進の前提となる3市の重要な約束として同時に提出されたものであり、正常な文書作成であれば落とすことは考えられません。市議会でも「第1項:周辺住民の理解を得て」を一部事務組合設立などに関して具体的に言及した上で「停止案項です」と明確に答弁した『覚書』です。</p> <p>以来、「広域処理計画」に危機・批判・反対する市民から同『覚書』第1項の実行を迫られ続けた市当局が、「環境影響評価書案」に記載を避けたものと思われる。こうした重要な「覚書」すら無かったもののようにする「環境影響評価書案」は、信憑性の根本さえ疑われます。</p> <p>市長が「今回の進め方は唐突。本来地元にご理解を得て進めるべき。その努力が足りなかった。市長として大変不本意。事業を進める前提は地元にご理解を頂くのが第一。」(2014.5.15 新石自治会との協議)と述べざるを得ないのが実情です。少なくとも「環境影響評価書案」の文面に、そうした環境状態の片鱗でも反映させることを望むのは正当な主張だと思います。「説明書案」では、「丁寧な説明」、「説</p>	<p>日野市では、周辺住民の理解を得るために、平成24年(2012年)10月より、地元環境対策委員会や周辺住民への説明会や意見交換会等の開催、日野市報やごみ情報誌「エコ」等の広報誌の配布やホームページによる情報提供等、様々な手段を通じたごみ処理施設の建設へ、ごみ処理の広域化に向けた説明をしております。</p> <p>また、環境省に「循環型社会形成推進地域計画」の添付資料として提出した覚書に住民の理解を得て、可成りごみの広域処理に向けた新施設(平成31年度稼働予定)の建設について、共同で進めるものとする。』と記してあるように、平成26年5月よりクローリーセンター周辺の地元である新石自治会自治会地区においても、日野市長・副市長を交えた意見交換を重ね、環境影響評価や説明を行い、一定のご理解をいただき、段階ごとに手続を進めてまいりました。</p> <p>なお、更なるご理解をいただくために、今後クローリーセンター周辺の皆様と膝を突き合わせた真摯な説明と意見交換を重ねながら、良好な地域環境の確保に努めてまいります。</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>明を詳細に「など」と書き、市の丁寧な対応を強調しています。しかし、その実績は実施・実行の日付と回数のみです。説明は「丁寧・詳細」に似たとしても、それを聞いた市民の反響や意見、それらへの市としての対応などが書かれて初めて実態が伝わります。日付と回数で実績になることは一般社会の常識からもかけ離れています。誰も見ないだろうとばかりをくくっているようで、「評価書案」作成の誠意が見られません。</p> <p>平成 25 年の環境省への計画提出後、市議会で「市民への説明状況について環境省の見解」を問われ市担当幹部職員は「問題ない(と言っている)」と答弁しました。その後、環境省から「日付と回数だけの報告ではわからない」と報告の出し直しを指摘された事実を突きつけられ、「私が問題ない」と判断した」と、議会での強りを認めざる醜態からも真摯な反省、学びが無く、行政として恥ずかしいです。</p>	<p>私は、ごみの量を少しでも小さくするには各市で、責任を持って処理をするのが良いと考えています。日野市はそのための色々と努力をしてくれて、かなりごみの量の減量に成功してきました。それも、今ある(焼却炉の)石田地区に少しでも迷惑を掛けたくない、という思いで、環境を少しは良くしたいという思いで市民が協力した成果だと思います。(袋を有料化したのも、そこを目指したものです)石田地区に焼却炉を作った時の口約束で、次に建て替える時は、別の場所にする、という話があったそうです。(文章にはされていない様ですが)、それを焼却炉の老朽化に伴い建て直すことに、石田地区の方々は、日野市のためなどに、と、納得して下さっていました。その時は、日野市単独焼却炉運で替えるの話となっていました。</p> <p>環境省に聞いてみました。「どの位の大きさの炉が環境に優しく、環境省として推薦しているのか」と。環境省としては、特に、どの位の大きさが良いかは言っていないというところです。</p> <p>日野市の焼却炉施設建設後、可燃ごみの量は、平成 10 年 55,419 トン/年(人口164,489 人)～12 年 43,471 トン/年(収量はピークに減少し、平成 25 年の焼却量は 32,504 トン/年でした。この数値を考慮しても、日野市民がごみゼロに向けて、真剣に取り組んで来たことがわかると思います。</p>
<p>小金井市と国分寺市に関しては、平成 19 年度から 20 年度にかけて小金井市にて市民検討委員会を設け、共同処理を行う建設場所を検討したところ、二枚橋焼却場跡地が候補地として決定いたしました。しかし、その後、調布市から同跡地を資源化施設として利用する方針が出たため、同跡地を利用することが困難となりました。そのため、日野市に共同処理をお願いした次第です。</p> <p>一方で、日野市の中でも共同処理について「環境負荷の低減」「エネルギーの有効利用」「コスト削減」といった様々なメリットがあるかと判断したため、共同処理に踏み切りました。</p> <p>また、国(環境省)の方針では、</p>	<p>(1)燃やせるごみを衛生的かつ効率的に処理する。 (2)循環型社会の形成 (3)地球温暖化防止に貢献する。</p> <p>などのごことから、広域的視野に立った廃棄物処理システムの改善を進めております。そして、大規模災害等に備え広域圏で処理体制を築いていく必要性等、廃棄物処理の広域的な連携体制の構築を示しております。</p> <p>このように、国もごみ処理の広域化を進めており、総合的に判断した結果、3 市による広域化を進めております。</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>小金井市、国分寺市は、それぞれ市で、ごみを処理することが、本当に不可能なでしょうか。三市共同での焼却炉を建設することが本当に様々な点から良いのでしょうか。</p> <p>ごみを運搬する際に通ってぐる石田大橋も結構混み合う道路です。研究者の研究論文の中に、広域化のデメリットは、遠くから運搬にあるとありました。</p> <p>日野市側も、もうこの話は決まったこと、と言っていますが、住民の同意無しには、進めないと申しています。東京都として、今一度、小金井市、国分寺市は、本当に、単独焼却炉を建てることは出来ないのか、日野市単独焼却炉を建設する道はもう無いのか、考えていただけると有難いです。桜の花が美(臭)事に映く頃、是非、今一度環境調査をしていただけたら有難いです。</p> <p>またまた、何千年もさらにその先も、人類の環境を少しでも汚さないため、少しでも良い環境を残すため、ごみ問題は大きな問題です。結局は一人一人のごみに対する意識が一番重要と考えます。後世のため少しでも良い自然環境を残したいものです。よろしくお願ひいたします。</p> <p>2. その他の意見</p>	<p>日野市が「プラチチン」類再資源化施設は、事業者が日野市であり、本事業とは別の事業となります。また、日野市「プラチチン」類再資源化施設は、東京都環境影響評価条例の対象となる規模を下回ることから、東京都環境影響評価条例に基づき、生活環境影響調査の手続きを実施いたします。本施設は、東京都環境影響評価条例の対象事業に該当することから、東京都環境影響評価条例に基づき環境影響評価手続きを実施しております。そのため、環境影響評価書案のタイトルは、「新可燃ごみ処理施設整備事業」としてあります。</p> <p>事業及び事業者の名称の変更については、平成 27 年 7 月に浅川清流環境組合の設立にありせ、東京都環境影響評価条例に基づき変更届を提出しております。東京都環境影響評価条例に基づき事業開発計画は、東京都が実施する事業で 30ha 以上の面積をもち複合開発計画を対象</p>
<p>2-1. 環境影響評価書案及び日野市「新可燃ごみ処理施設整備事業」の環境影響評価書案とタイトルは異なるべきです。</p>	<p>環境影響評価書案では事業名称が「新可燃ごみ処理施設整備事業」とあるが、これまで「日野市、国分寺市、小金井市新可燃ごみ処理施設整備事業」であったはずであり、名称変更についての説明がない。東京都環境影響評価技術指針では、広域複合開発計画に係る環境影響評価面においては</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>別の対策計画の案を策定すると述べられている。すなわち、日野市、国分寺市、小金井市の広域ごみ処理事業では種別計画案について予測・評価を行う必要があるが、本環境アセスでは単一計画案しか示されていない。名称変更は広域処理事業を認すために行われたのではないかと疑われ、本環境アセスが東京都の技術指針どおりに適切に行われていないのではないかと。</p> <p>本環境アセスの評価書案に「調査計画書の修正箇所、修正事項、修正内容及び修正理由は表5-1に示すとおりである」と書かれているが、修正理由が明記されていない。例えば「煙突の高さを高さ約85mに変更した」とあるが、変更理由が記されていない。</p>	<p>としております。</p> <p>本事業は広域複合開発計画ではなく、同条例に基づく個別事業の環境影響評価の対象事業に該当することから、同条例に基づき個別事業の環境影響評価手続きを実施しております。</p> <p>煙突高さは、事業計画の具体化に伴う変更であり、事業計画の検討を進めた結果、地域住民からの意見を考慮し、煙突排出力への拡散効果の向上を目的として、高さ約85mに変更いたしました。</p>
<p>「説明会」資料では、汚染予測の最大地を施設近くの1地点とだけ説明しただけで、評価書案159ページの図を見れば、ほぼ同程度の汚染地域が、施設南住宅地にもあることがわかります。説明では隠したかったのでしょうか。</p> <p>この事業は、「説明会」や配布の「環境影響評価書案のあらまし」などでは知り得わかりませんが、こうした汚染は、季節と風向きによりどの方向にもありうるはずで</p>	<p>東京都環境影響評価条例上、調査計画書に対する意見については、評価書案に対する意見とは異なり、見解をご回答する手続きがございません。</p> <p>しかし、煙突の高さの変更等、皆様からのご意見に鑑み、真摯に受け止め換羽を重ね、反映してまいりました。</p> <p>また、平成27年12月に開催した住民説明会においても類似のご意見がございましたので、回答しております。</p> <p>今後とも調査計画書及び評価書案に対してご意見がございましたら、本組合までお問い合わせ下さい。</p> <p>評価書案の説明会では、評価書案の全てをご説明することは難しかったため、最大着地濃度出現地点で代表させた説明とさせていただきます。</p> <p>最大着地濃度出現地点及びご指摘の施設南側の濃度分布地域については、1年間の施設向風速を考慮したものです。</p> <p>予測の結果、最大着地濃度出現地点においても、環境基準等を下回っており、施設南側の濃度分布地域近傍の徳川交流センターについても同様に、環境基準等を下回っております。</p>
<p>被害を被り続ける住民にとって「説明会」は、自らの健康と将来の環境を予測する貴重な機会です。自分たちの住む地域の高度の汚染予測を、例え製作者にその意図はなかつたとしても「隠された」と思えば、怒りが湧騰するのは当然だと感じます。むしろ、そうした住民の切なる思いに寄り添う姿勢こそ「環境影響評価書案」に求められると思えます。</p>	<p>「説明会」資料では、汚染予測の最大地を施設近くの1地点とだけ説明しただけで、評価書案159ページの図を見れば、ほぼ同程度の汚染地域が、施設南住宅地にもあることがわかります。説明では隠したかったのでしょうか。</p> <p>この事業は、「説明会」や配布の「環境影響評価書案のあらまし」などでは知り得わかりませんが、こうした汚染は、季節と風向きによりどの方向にもありうるはずで</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>2-2. その他</p> <p>環境影響評価面はいったん中止し、前提となる基本計画、基本設計を抜本的に見直し、環境影響評価の前提となる基本計画は、「ごみ処理施設建設基本設計書」(2013年3月、日野市策定)である。本来ならば市民が参画し、また周辺住民の合意を形成しながら時間をかけて策定すべき基本計画は実施されなかつた。結果、同基本設計書は、基本計画を兼ねたものとしてわずか3ヶ月間で策定されたものである。この結果、その内容は極めて小さなものとなった。</p> <p>この環境影響評価面において、焼却炉の規模、計画ごみ量・質、煙突の高さなど、大幅な「調査計画書の修正」を余儀なくされたことは、「基本設計書」が拙速、ずさんなものであることと反映である。</p> <p>従って環境影響評価面はいったん中止し、その前提となっている基本設計を白紙撤回し、基本計画、基本設計をつくり直すことを要求する。</p>	<p>広域化は日野市において、「環境負荷の低減」、「エネルギーの有効利用」、「コスト削減」といったメリットがあると判断し、検討を進めてまいりました。</p> <p>そして、周辺住民の理解を得るために、様々な手段と媒体を通して、新可燃ごみ処理施設の建て替え、ごみ処理の広域化に向けた説明をしてまいりました。</p> <p>また、3月の賞品の締結や広域化に関する議案の議決承認等必要な手続きを段階的に進めてまいりました。</p> <p>これらの継続的な取り組みを重ねた結果、新自治会ごみ広域化対策委員会には一定の理解を示していたとき、平成27年3月29日(日)の新自治会総会において、「ごみ広域化反対活動」の締結が決定されました。このことにより、新自治会をはじめ、ご理解していただいている周辺住民の範囲はさらに広がったものと認識しております。</p> <p>今後もクワンセンセンター周辺住民の皆様と膝を突き合わせた真摯な説明と意見交換を重ねながら、良好な地域環境の確保に努めてまいります。</p> <p>変更届は、平成27年11月に本施設の「処理能力の変更」及び「煙突高さの変更」のため、東京都環境影響評価条例に基づいて提出しております。その変更届の中で、日野市アスチック再資源化施設を関連事業として取扱い、日野市アスチック再資源化施設の影響を考慮する環境影響評価項目及びそれに伴う調査地点の再検討を行っております。</p> <p>日野市アスチック再資源化施設は、処理量が200トン/日を下回ることから、東京都環境影響評価条例の対象ではありません。また、事業者が日野市であることから、本事業とは別の事業となります。</p> <p>しかし、同敷地内及びほぼ同時期に計画されたことから、本施設とともに環境影響評価項目を追加し、本施設とともに予測・評価を実施することといたしました。</p> <p>よって、上述のように日野市アスチック再資源化施設を関連施設として取扱い、それに係る変更届を提出しているため手続きに瑕疵はありません。</p> <p>日野市アスチック再資源化施設については、日野市が事業主体となり実施してまいります。環境影響については、東京都環境影響評価条例ではなく、別途、廃棄物</p>
<p>日野市アスチック再資源化施設については、化学物質曝露症やアレルギーの原因となる有害物質について調査を行うべきであるが、説明がない。これはリスクの大き</p>	<p>日野市アスチック再資源化施設の整備を関連施設として取り扱い、関連施設に開く影響の検討を追加しているが、東京都環境影響評価条例第62条第1項に基づき、事業変更の告知事項の届け出がされないというところである(環境影響評価書案説明会における組合の説明)。日野市アスチック再資源化施設は、決して軽微な変更ではない、事前に公表し、環境影響評価調査計画の段階で都民の意見を求めるべきことである。この手続きが行われなかつたことは重要な瑕疵である。</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>い施設周辺住民の不安を大きくするものとなっている。</p> <p>日野市は、現在使用しているごみ焼却施設を撤去した後、日野市プラスチック類再資源化施設を建設するとしてきた。その後プラスチック類の処理は、新施設稼働と同時に新施設で処理する方針を出してきている。しかし、そのごみ量・ごみ質については、なんら市民との検討がなされていない。これまでほとんど焼却してきたプラスチック類の焼却せずに、分別するものごみを減量していくのかが、市民と共によりかめとした計画をつくることは、焼却炉の規模に大きく関わる。その計画に欠陥を持たれた環境影響評価は基本的な面に欠陥を持つたものとなる。率直に言えば、日野市は、大気汚染の大きな原因となるプラスチック類の減量をすすめていく責がなないよう姿勢が欠如しているのではないかと。</p> <p>プラスチック類は企業（小企業を含む）と個人（世帯）を区別して統計を取る。組合に義務化。</p>	<p>の処理及び清掃に関する法律に基づく「生活環境影響調査」の手続きを実施することとなっております。</p> <p>日野市プラスチック類再資源化施設については、建設スペースの問題から、既存施設を撤去した後、その跡地を有効利用して建設される予定でしたが、さらなる検討の結果、日野市グリーンセンター事務所前の駐車場での建設が可能と判断されませんでした。</p> <p>日野市では、現在収集しているトリー類に加え、不燃ごみとして収集している軟質・硬質のプラスチックを収集することを検討しております。</p> <p>また、現在日野市では、プラスチック類を含むごみ減量など計画・施策について、市民とともに検討を進めております。</p>
<p>現在稼働中のごみ処理施設は計画によれば、稼働終了後撤去されることになるのである。今回の評価書案には、新施設稼働後の撤去作業については、記されていない。事業としては別件となるであろうが、日野市プラスチック類再資源化施設に行われたように、撤去時の環境影響評価を事前に知らされるべきである。焼却炉施設の撤去は地域住民の健康問題にとつて極めて大きな問題であるから。</p>	<p>日野市内のプラスチック類は、基本的に日野市プラスチック類再資源化施設に搬入されることから、日野市によってデータが整理されることとなります。</p> <p>日野市グリーンセンター事務所等の解体撤去工事については、本施設の建設工事はほぼ同時期の実施が想定され、環境影響が重なるおそれがあったため、本環境影響評価書案における予則・評価を見込んでおります。</p> <p>しかし、既存施設の解体撤去工事については、解体時期等の計画が決まっております。本環境影響評価書案には含めておりません。</p> <p>なお、既存施設の解体撤去工事は日野市が事業主体となっております。</p>
<p>「本施設」建設予定地含む地域一帯が「浸水想定区域」(2m～5m 未満の区域)である。この区域の多摩川から石田大橋の間一帯は環境に影響を及ぼさない地域とされています。</p> <p>過去 20 年以内に、床上・下浸水、道路冠水、水位上昇、道路の損傷・損壊、損壊、水路の水、排出管不能、側溝溢水、浸水予防の土嚢設置、表土流出、地面陥没等、集中豪雨・台風・大雨による水災が発生している「多摩川流域（日野市日野宮町）」の地下の保水力が低く、崩けが悪いと水溜まりが多数できます。</p>	<p>施設の浸水対策として、プラットホーム合は 2 階部分に設置し、敷地内が浸水した場合においても、プラットホームへの浸水を防ぐ計画です。また、重要な電気設備や非常用発電機等の重要設備は浸水想定 5m 以上のところに配置するなど浸水水位を考慮した配置計画とし、浸水しても施設に大きな損害を与えない計画としております。</p>

都民からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>多摩川と石田大橋の間の住宅一帯には、雨後の水溜まりが多く、6 月、10 月は特に心配です。本日に、影響を及ぼさないだろうか。</p> <p>この地域は、立川断層に極めて近い。今後予想される巨大地震の場合、どのような状況となり、どのように対応するのか検討すべきである。</p> <p>発生が予想される災害への対策をしっかりとたてることなしの建設は大きな補償を残すことになるであろう。</p>	<p>文部科学省の関連 HP によると、対策事業実施区域東側の約 500m～1km に立川断層帯の露出端が位置しており、立川断層については、平成 24 年度から 3 か年にわたって、文部科学省による断層の状況の調査が進められております。</p> <p>平成 24 年度の調査結果では、断層が連続しないことなどが確認されましたが、その後の調査結果についてはまだ公表されており、調査結果の詳細はまだ分かっておりません。</p> <p>施設の耐震性については、「十分余裕を持った耐震構造とし、被害があった場合でも軽微な被害にとどまり、地震後も建物を継続して使用できる」レベルといたします。</p> <p>また、煙突に関してはより精度の高い検討を行い、構造耐力を確認し大臣認定を取得することとなります。</p> <p>なお、耐震設計においては、最新の基準に基づいて設計いたします。</p>
<p>「生ごみ減量対策をした上で残ったごみだけ処理するのでご理解を」と市民説明で約束したとこさえ反古にして反省もなない。</p> <p>教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「浅川清流環境組合」の内容と組織、責任範囲。 ・この調査の費用は 3 市負担ですか。 ・土地費用は他市から買えますか。 	<p>日野市では、新井・落川地区において、一般家庭の生ごみを回収して堆肥化する取り組みを行い、ごみ減量を推進しております。今後このような取り組みを継続していくこととなりますので、どうぞご理解をお願いいたします。</p> <p>浅川清流環境組合は、日野市・国分寺市・小金井市の 3 市で可燃ごみ処理施設の設置及び運営を共同で行うことを目的として設立された一部事務組合です。</p> <p>環境影響評価に係る費用は、国からの交付金が 3 分の 1、残りの 3 分の 2 を 3 市で負担しております。</p> <p>建設予定地は日野市から借用し、使用料は組合で支払うため 3 市で負担することとなります。</p>

2 事業段階関係市長からの主な意見の概要と事業者の見解の概要

2.1 日野市長からの主な意見の概要と事業者の見解の概要

日野市長からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
1. その他	
1-1. その他の意見 事業実施に当たっては、関係法令等を遵守し、環境保全の見地に立って周辺環境への負荷を極力小さいものとなるよう配慮されたい。	事業実施に当たっては、ご意見のとおり、関係法令等の遵守及び周辺環境への配慮をまいります。 関係法令に加え、設定した自主規制値を遵守することで環境の配慮に努めてまいります。また、評価書案に記載した環境保全のための措置を徹底し、環境負荷の低減に努めてまいります。

2.2 国立市長からの主な意見の概要と事業者の見解の概要

国立市長からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
1. 大気汚染	
1-1. 環境保全のための措置に関する意見 通過車両については、低公害車・エコドライブ等環境対策に十分配慮して運用願いたい。	工事用車両については低公害車の導入に努めてまいります。ごみ収集車両等については、低公害車の導入を構成市に求めたいです。 また、運転者については、アイドリングストップ等のエコドライブに係る教育・指導に構成市と共に努めてまいります。
2. その他	
2-1. その他の意見 施設周辺環境に十分配慮し、必要に際して情報提供願いたい。	施設周辺環境に十分配慮し、施設計画の進捗に応じて、市報等を活用した情報提供に努めてまいります。 ご意見のとおり対応してまいります。 意見・要望等が出された際は、必要となる対策等を十分に検討し、最善の措置を講じるよう努めてまいります。
当市民からの問い合わせ等については、真摯に対応願いたい。	

2.3 府中市長からの主な意見の概要と事業者の見解の概要

府中市長からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
1. その他	
1-1. 事業計画に関する意見 府中市内における車両走行ルート、車両台数、及び時間帯をお示しいただくとともに、走行に係る影響についても評価いただきたい。また、車両が生活道路を通行しない計画としていただきたい。	本施設の可燃ごみ収集車両の走行ルートは評価書案本編 47 ページに示すとおりです。国分寺市及び川金井市から発生する可燃ごみの収集車両は、国立市及び府中市内では、幹線道路である都道 14 号（東八道路）、都道 17 号（新府中街道）及び国道 20 号（甲州街道）を走行する予定です。 ピーク時における本施設の可燃ごみ収集車両の走行台数は、東八道路で往復約 120 台（連絡車両等を含め約 150 台）、新府中街道及び甲州街道で往復約 370 台（連絡車両等を含め約 450 台）を想定しております。 「平成 22 年度全国道路交通情勢調査（道路交通センサス）」による一般交通量調査（道路、東八道路（府中市新町 2 丁目）（昼間 12 時間：約 2 万台）、新府中街道（府中市西原町 1 丁目）（昼間 12 時間：約 2 万 5 千台）及び甲州街道（府中市西府町 5 丁目）（昼間 12 時間：約 3 万台）の約 1～2%と、本施設の負荷はわずかとなっております。 また、本施設への搬入時間は評価書案本編 42 ページに示すとおり、8 時 30 分～16 時 30 分を計画しております。 当該地域を走行する本施設の可燃ごみ収集車両は、主に交通量がピークとなる通勤時間帯（7～8 時台、17～19 時台）以外を走行する予定です。 本施設の可燃ごみ収集車両の走行については、ピーク時間を避けるよう配慮してまいります。 なお、不要な空ぶかしの防止、走行速度の制限及び待機時のアイドリングストップの遵守を指導、徹底させ、環境影響の低減に努めてまいります。
1-2. その他の意見 環境影響評価手続や事業の各段階において、市民等への積極的な情報提供及び意見・要望を聴取し、市民の意見が提出された場合には、意見・要望を十分考慮し、可能な限り事業計画への反映を図るよう努められたい。	環境影響評価手続及び各事業段階において、情報提供をまいります。 また、意見・要望等が出された際は、必要となる対策等を十分に検討し、最善の措置を講じるよう努めてまいります。
今後、事業の進捗に伴い、新たに調査等が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、新たに予測事項について検討し、対策が必要な場合には環境保全のための措置を講じられたい。	事業の進捗に伴い、新たに調査・予測・評価が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、予測・評価事項について検討し、必要に応じて環境保全のための措置を講じてまいります。

2.4 多摩市長からの主な意見の概要と事業者の見解の概要

多摩市長からの主な意見の概要	事業者の見解の概要
<p>1. 大気汚染</p> <p>1-1. 環境保全のための措置に関する意見 環境保全のための措置として、施設稼働時の汚染物質の排出量を法規制値より厳しい自主規制値で設定されておりますが、なお大気汚染防止に最大限の努力をされています。</p>	<p>煙突排出ガスについては、大気汚染物質の自主規制値を遵守するとともに、煙道等での濃度監視を実施し、大気汚染防止に努めてまいります。</p>

●東京都告示第八百八十号

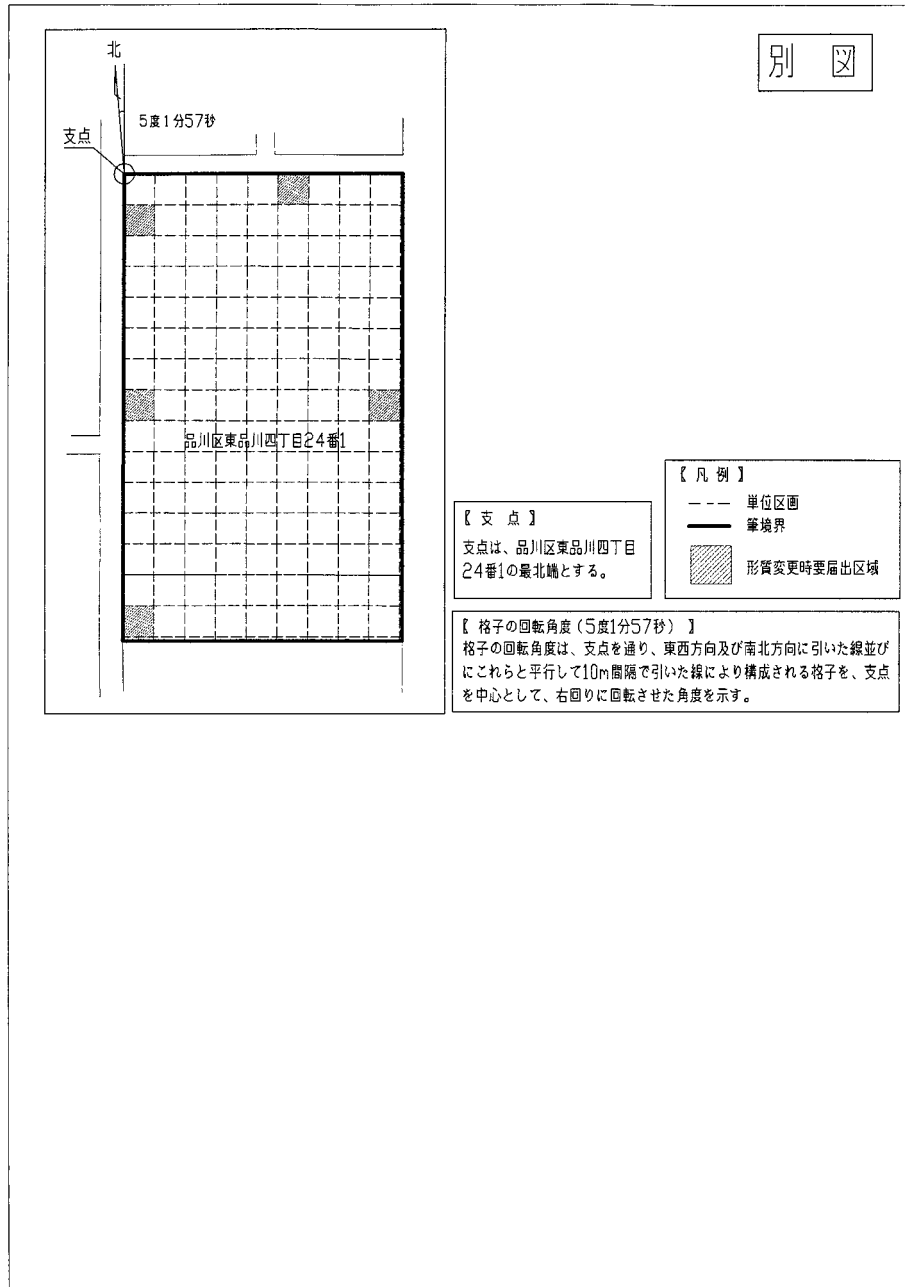
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十二日

東京都知事 舩 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（品川区東品川四丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



●東京都告示第八百八十一号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十七年東京都告示第三百八十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同條第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 指定を解除する区域 別図のとおり(足立区西加平一丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一條第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 規則第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

四 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去